

令和2年4月1日策定

令和5年4月1日改定

東根市外二市一町共立衛生処理組合障がい者活躍推進計画

機関名	東根市外二市一町共立衛生処理組合	
任命権者	東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者	
計画期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）	
組合における障がい者雇用に関する課題	現状	・法定雇用率をもとに算定する障がい者の任用すべき人数を達成している。
	課題	・障がい者である職員が今後も働き続けられるように、障がいのある職員から相談があった場合は合理的配慮の提供を行う必要がある。 ・今後、新たに障がい者を採用する必要性が発生した場合は、障がい特性に応じ業務内容等を検討した上で採用を行っていく必要がある。
目標		
①採用に関する目標	実雇用率が法定雇用率を上回る。 （評価方法）毎年労働局に対して行っている障害者任免状況通報により把握する。	
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年労働局に対して行っている障害者任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に、前年度採用者の定着状況を把握する。	
取組内容		
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備		
	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。	
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
	○新たに障がい者を採用する場合や、身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行い、可能な範囲内で改善措置を講じる。	
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	○人事評価面談の際、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて個別に検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 （なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、組合運営への影響の度合い、実現困難性、費用負担、組合の規模、公的支援の有無、組合の財政上など、総合的に勘案し、組合にとって過重な負担にならない範囲で合理的配慮の措置を講じる。） ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。	